

経済安全保障② ——経済安保ガバナンス

弁護士・ニューヨーク州弁護士

鈴木 潤 Jun Suzuki

I はじめに

本連載の第2回では、2026年に公表された各種の政府文書を踏まえると、2026年以降、企業にとって経済安全保障対応はいわば「責務」に位置づけられると指摘した上で、企業が直面する可能性のある経済安全保障リスクについて説明を行った。

第3回となる今回は、前記の政府文書についてより掘り下げた上で、企業に求められる経済安全保障対応のための体制（「経済安保ガバナンス」）の整備について考えていきたい。

II

企業に経済安保対応を促す政府文書

1 2026年6月現在の3文書

第2回の冒頭において言及したとおり、政府は、2026年に入って、様々な文書の中で、企業による経済安保対応に言及している¹。本稿執筆現在では、以下の3つの文書がこれに該当する（以下「2026年諸文書」という。）。

- ① 経済安全保障経営ガイドライン（第1版）
（以下「経営ガイドライン」という。）

- ・ 2026年1月23日最終版を公表
- ・ 主管：経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課
- ② コーポレートガバナンスコード改訂（案）
（以下、コーポレートガバナンスコードを「CGコード」といい、その今次改訂案を「CGコード改訂案」という。）
- ・ 2026年4月10日パブリックコメント案を公表（今夏改訂予定）
- ・ 主管：金融庁、株式会社東京証券取引所
- ③ 企業買収における行動指針Q&A（案）
（以下「買収指針Q&A案」という。）
- ・ 2026年6月18日パブリックコメント案を公表
- ・ 主管：経済産業省経済産業政策局産業組織課

2 2026年諸文書の概要

(1) 経営ガイドライン

経営ガイドラインは、企業の経営層が自社における自律性確保、不可欠性確保及びガバナンス強化に係る取組を経営戦略として考え、実行する上での推奨事項をとりまとめたものである。経営ガイドラインの内容については、本連載の第1回で詳細に取り上げており、そちらを参照いただきたいが、ポイントを挙げるとすれ

1 政府は本文中で取り上げた3文書の他にも、経済安全保障に関連する文書として、2025年5月23日付で「技術流出対策ガイドライン」（経済産業省貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室。その後、2026年4月27日付で第2版に更新）、2025年11月20日付で「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（公正取引委員会）を公表している。これらは、企業の事業部門における具体的な対応策を紹介するものであるため、本稿では取り上げていない。